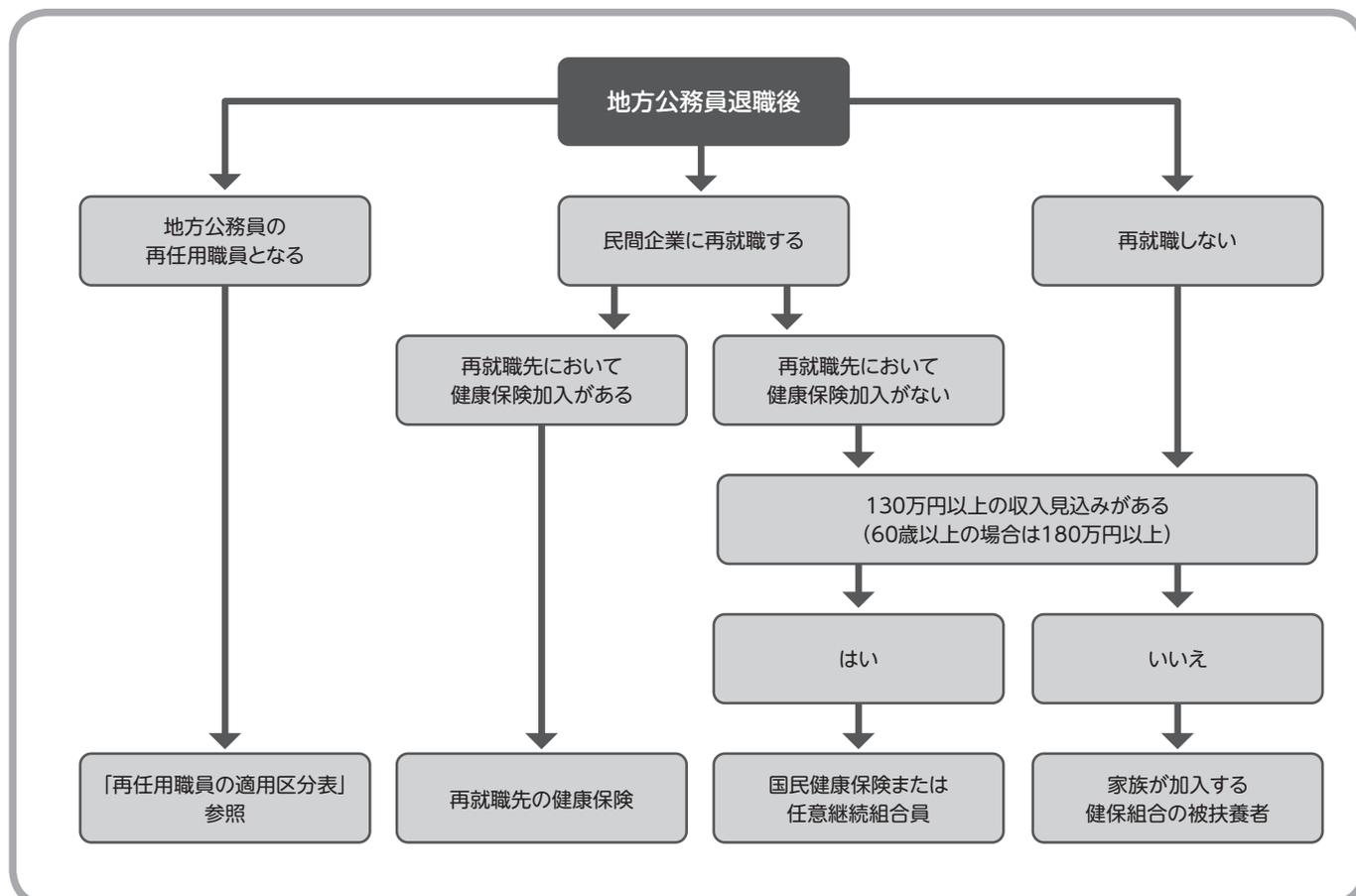


# 退職後の医療保険について

組合員は退職により組合員資格を喪失し、退職日の翌日から組合員証を使うことができなくなりますので、何らかの医療保険に加入することになります。

退職後の医療保険への加入については、生活設計に応じて異なり、下の図のとおりまとめましたのでご参照ください。



※加入手続き等について、健保組合（健康保険組合）に加入する場合は再就職先、国民健康保険へ加入する場合は居住地の市区町村役場、家族の被扶養者になる場合は被保険者の健保組合等へそれぞれお尋ねください。

## ◆ 再任用職員の適用区分表

No.	職員区分	任用形態	医療保険制度
1	フルタイム勤務	・常時勤務を要する職員	共済組合
2	短時間勤務①	・週の所定労働時間が常勤職員の3/4以上勤務 ・雇用期間が2月以上見込まれる	
3	短時間勤務②	・週の所定労働時間が20時間以上勤務 ・月額賃金8.8万円以上 ・雇用期間が2月以上見込まれる ・学生でない	
4	短時間勤務③	・短時間勤務①・②の要件を満たさない勤務形態	国民健康保険または任意継続組合員